

# 防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

自衛隊静岡地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。

## 記

### 1 受付期間

令和 5 年 1 月 26 日（木）～ 同年 2 月 2 日（木）

郵送にて提出する場合は「簡易書留」にて令和 5 年 2 月 2 日（木）必着とします。

持参の場合は、受付期間内の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日を除く）なお、応募者多数となった場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

### 2 採用期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

### 3 応募資格

次のいずれか一に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 4 採用（勤務）予定先・採用職務・採用人員・職務内容等

#### (1) 採用（勤務）予定地

自衛隊静岡地方協力本部 静岡市葵区柚木 3 6 6

採用職務	採用人員	職務内容
募集業務等	1 名	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般事務経験を有すること</li><li>・デジタル（HP 作成・SNS 利用）に関する知識・経験を有すること</li><li>・パソコン（Word、Excel）による資料作成ができること</li><li>・第 1 種普通自動車免許（AT 限定可）があり運転できること</li></ul>

5 試験日、試験場所及び試験種目

試験日	試験場所	試験種目
令和5年2月14日（予備15日）	静岡市葵区柚木366 自衛隊静岡地方協力本部	口述試験

※ 時間は選考採用試験通知書に記載

6 応募要領等

提出書類	提出部数	非常勤隊員応募票請求先及び提出先
非常勤隊員応募票	1部	〒420-0821 静岡県静岡市葵区柚木366 自衛隊静岡地方協力本部総務課人事班
義務教育以外の最終学歴の卒業証書の写又は卒業証明書	1部	TEL054 - 261 - 3151（代表） <a href="http://www.mod.go.jp/pc/shizuoka">http://www.mod.go.jp/pc/shizuoka</a>

- (1) 非常勤隊員応募票に自筆で記入し、写真（6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。）を貼って下さい。  
※ダウンロードした非常勤隊員応募票は、両面印刷しA4サイズで提出して下さい。  
なお、非常勤隊員応募票は請求先にてお渡しすることが可能です。ご連絡ください。
- (2) 簡易書留にて送付した際の「受領証」は「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管して下さい。
- (3) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。
- (4) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (5) 提出された応募書類は一切返却致しません。個人情報、厳正に管理致します。
- (6) 提出された応募書類は非常勤隊員の選考以外の目的で使用することはありません。

7 試験結果通知

3月下旬頃に、受験者全員に通知します。  
(電話による問い合わせには応じられません。)

8 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員

(2) 賃金等

ア 日額

7,300円～11,600円（就業経験等により異なります。）

イ 支払日

月末締め切り翌月18日払い（休養日、祝祭日の場合は前日。）

ウ 諸手当

通勤手当上限額（公共交通機関使用者は月額2.45万円、交通用具使用者は3.16万円）

エ 退職手当は月18日以上勤務が6月を越える者に支給されます。

9 人事管理等

(1) 勤務時間

1日7時間45分

(2) 年間勤務日数

235日

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日（状況により、休日勤務をする場合があります。）

(4) 休暇

原則6ヶ月経過後に年間10日の年次休暇等が付与されます。（勤務日数により付与されない場合があります。）

(5) 採用後は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の対象となります。（退職手当支給対象者は雇用保険対象外となります。）

(6) 不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。